

共通の構成

- 入所利用者の定員は、1施設当たり最大でも100人程度とし、安全性とプライバシーに配慮しながら、入所利用者の生活の質の向上を図る施設とする。
- 施設はユニット形式とし、1ユニット当たり10人程度とすることで、小舎的な空間を創出する配置とすることを検討する。ただし、強度行動障害のある入所利用者は、より個別的な支援を必要とするため、施設B（強度行動障害のある入所利用者用のユニットに限る。）及び施設Cについては、さらに小規模なユニット構成とすることを検討する必要がある。
- 各ユニットには「居室」「食堂・談話室」「浴室」「脱衣所」「洗面所」「トイレ」「洗濯室」「収納室」「スタッフルーム」「廊下」などを設け、施設職員等による支援を受けながら、可能な限り家庭での暮らしに近い生活を送ることができる環境とすることを検討する必要がある。
- 各ユニットは、入所利用者の状況や障害特性に配慮し、支援体制や人員配置等を考慮する必要があるため、今後、居住エリア及び各ユニットの構成や配置について、より具体的な検討が求められる。

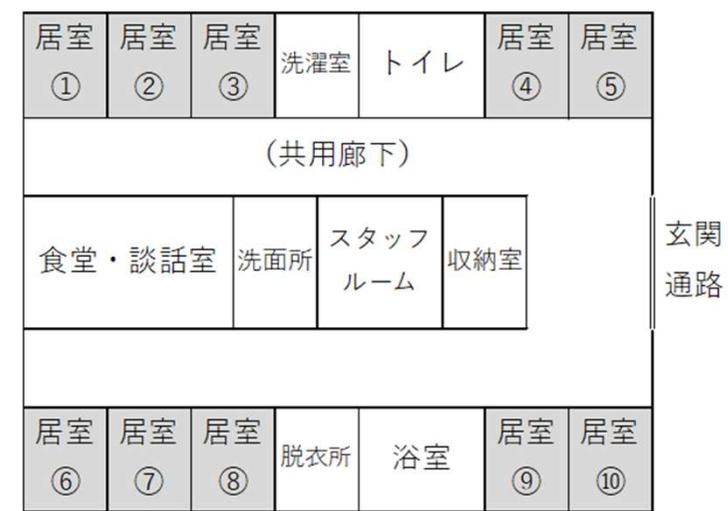
ユニット構成イメージ

ユニットの構成及び配置は、以下のようなパターンが想定される。

1ユニットの構成イメージ①



1ユニットの構成イメージ②



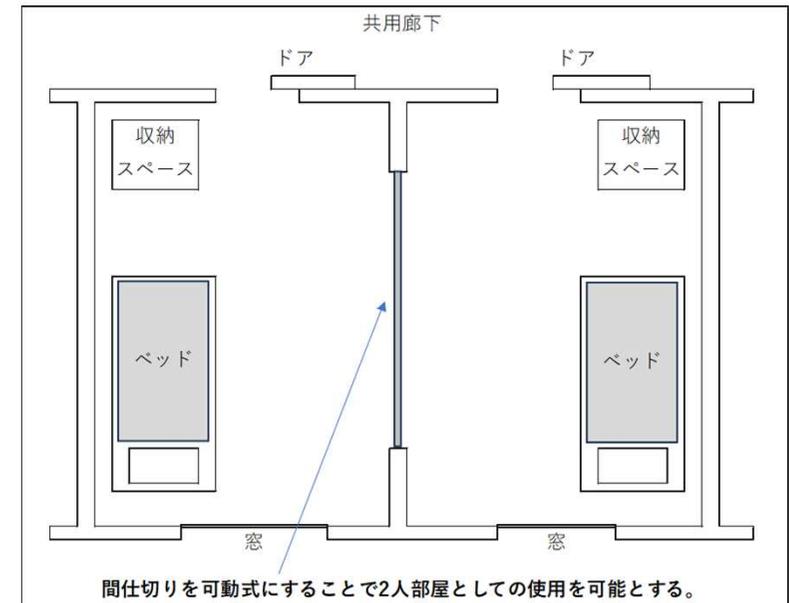
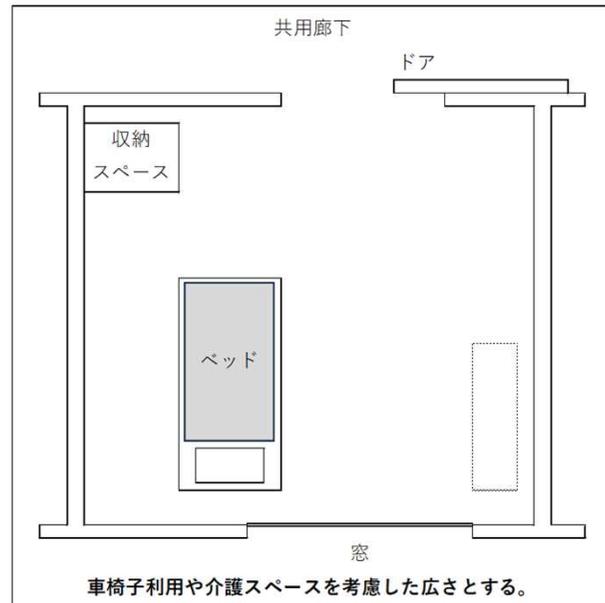
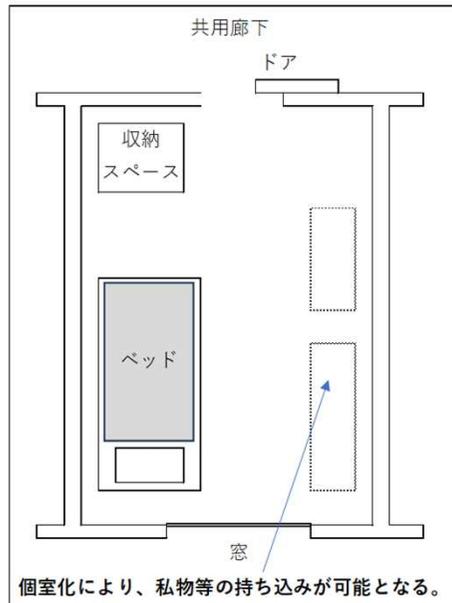
1ユニットの構成イメージ③



居室

- 入所利用者のプライバシーを確保するため、各居室は個室を基本とする。
- 入所利用者の状況や障害特性に対応するため、可動式の間仕切り等を開放することで、2人部屋としての利用が可能となるような居室を確保することを検討する。

居室イメージ



居住エリアに必要な諸室は、おおむね以下のとおり想定される。

	主な諸室	特記事項
1	居室（個室）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人当たりの床面積は設置基準9.9㎡以上を基準に、障害の程度を考慮した広さとする 것을検討する。 ・可動式の間仕切り等を設置し、2人部屋への対応が可能な構造とする 것을検討する。
2	食堂・談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障のない広さとする。
3	浴室 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の介助を想定した広さを設定する。 ・一般浴室に加え、身体機能に障害がある入所利用者に対応するため機械浴、介護リフト等を配備した特殊浴室の設置について検討する。
4	脱衣所 ※	
5	トイレ ※	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状況に応じて、複数の便座を設置する。
6	洗面所 ※	
7	洗濯室 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
8	収納室 ※	
9	スタッフルーム ※	
10	家族面会室	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が宿泊できるよう部屋としての活用も検討する。
11	医務室	
12	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5m以上（中廊下1.8m以上）の幅を確保する。

※各ユニットへの設置を検討するべきもの

特に配慮する事項

【強度行動障害】

- 強度行動障害を有する入所利用者は、より個別的な支援を必要とするため、施設B（強度行動障害のある入所利用者用のユニットに限る）及び施設Cについては、さらに小規模なユニット構成とすることを検討する必要がある。（再掲）
- 居室と共有スペースの移動においては、動線の交錯を避け、不要な接触を生み出さない環境とすることを検討する。
- 居室の壁面については十分な防音構造とするほか、強度行動障害の特性に合わせ、安全でかつ補修が容易な材質を利用することを検討する。

【医療的ケア】

- 施設A及び施設Bの医療的ケアを必要とする入所利用者の居室については、車椅子利用や介護スペースを考慮した余裕のあるものとすることを検討する。